

酒田市情報公開・個人情報保護運営審議会次第

日時：令和3年11月16日（火）

午後1時30分～

場所：市役所4階 災害対策室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 酒田地区広域行政組合（新高機能消防指令センター）への住民基本台帳の情報提供について (資料1)

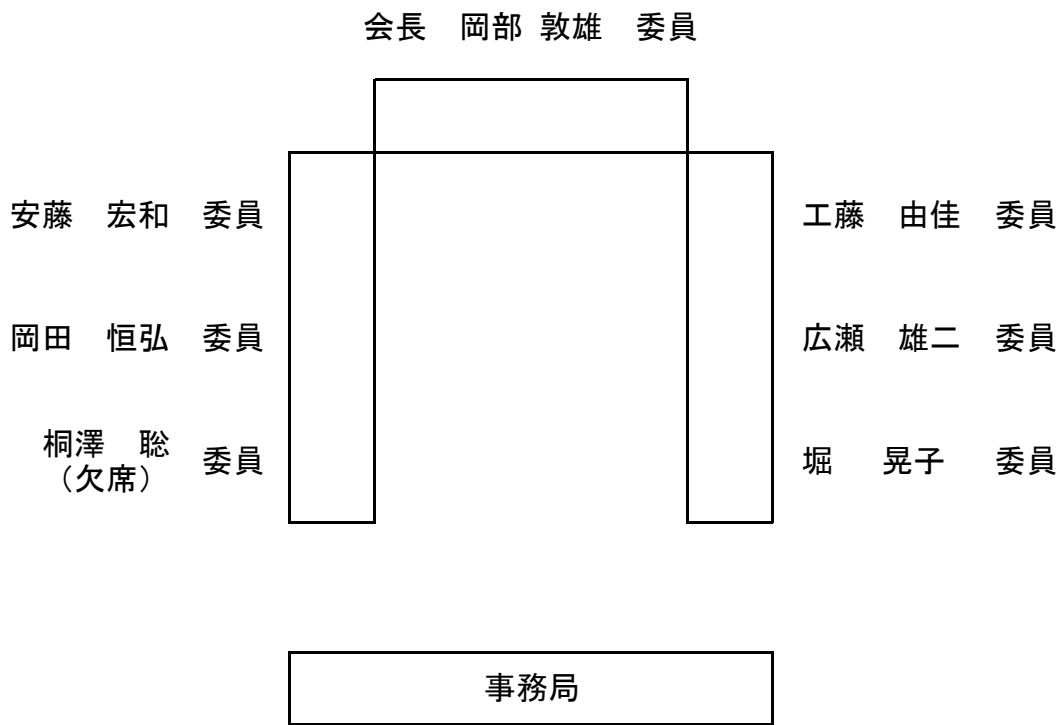
4 そ の 他

5 閉 会

酒田市情報公開・個人情報保護運営審議会席次表

令和3年11月16日 13:30～

市役所4階 災害対策室



出入口

酒田地区広域行政組合（新高機能消防指令センター）への住民
基本台帳の情報の提供について
（意見聴取）

1 意見聴取の経過及び内容

酒田地区広域行政組合の通信指令課では、従来緊急通報（119番）を受けた際、相手方の電話番号やGPS情報、携帯電話基地局情報を基に、指令台画面上に地図を表示し、相手方の位置情報を表示することにより、緊急通報先への迅速な出動に役立ててきた。

令和3年12月より酒田市大町に消防本部を移設するにあたり、合わせて高機能消防指令センターを開設する。指令台画面に地図を表示するのは同じだが、ゼンリンの住宅地図をベースにしており、世帯の名字のみ記載されている住宅が多い。特に同一の名字が集中している地区などで、一分一秒を争う緊急通報先への出動に支障をきたす。

この度導入する高機能消防指令センター設備には、住民基本台帳上の住所、世帯主氏名と地図情報を結合し、地図上に世帯主氏名を表示する機能があることから、住民基本台帳の情報をデータで提供してほしいとの依頼が、酒田地区広域行政組合から酒田市に対してなされた。

本件は酒田市個人情報保護条例第13条第2項第8号（実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めたとき）に該当すると考えられることから、酒田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条により答申をお願いするものです。

2 関係法令

酒田市個人情報保護条例

（目的外利用及び外部提供の制限）

第13条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外利用」という。）のために当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

（中略）

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めたとき。

3 課題と方針

本件の目的自体は公益上の価値があると思われるが、「公益上必要であると認められる」と言えるか、また、個人情報保護に関し、必要な措置が講じられているのかが課題として考えられる。

そこで、事務局であらかじめ、酒田市個人情報保護条例逐条解説における「個人情報の保護に関し必要な措置」や、消防システムに住民基本台帳を取り込んだ先行事例等の例規をもとに、確認が必要と思われる項目を整理した。

- (1) 本件の目的、意義、必要性について
- (2) 本件において、住基情報が外部に流出することは無いと担保される技術的根拠（住基情報の提供方法、組合内での住基情報の管理等）について
- (3) 住基情報取扱職員の操作履歴の記録について
- (4) 組合内での住基情報取扱職員、管理責任者等の体制について
- (5) 住基情報取扱職員への個人情報保護に係る研修の実施について
- (6) 前各号を明文化した規程の整備について

以上について、酒田地区広域行政組合より説明をお願いするので、その内容を踏まえ、酒田地区広域行政組合への住民基本台帳の情報の提供の可否について、ご意見を伺いたい。

酒田地区広域行政組合（新高機能消防指令センター）への 住民基本台帳の情報の提供について

令和3年度において、新消防庁舎内の高機能消防指令センター（以下「指令センター」という。）を整備しています。指令センターで行う通信指令業務は、消防活動の中核的役割を果たすもので、各種災害の受報及び情報伝達等、迅速かつ的確な対応が求められます。

受報業務については、災害発生時には住民からの窓口となり、災害地点特定には多くの情報が必要となり、迅速で正確な受報業務を遂行するため、住民基本台帳データの提供を依頼するものです。

酒田市個人情報保護条例では、第13条第1項の規定により保有個人情報の外部提供を制限しておりますが、酒田地区広域行政組合管轄市町の住民基本台帳データを指令センターにおける消防指令業務に導入することは、公益性が高いと考えられることから、同条例第13条第2項第8号の規定により、審査会へ意見を求めるものです。

また、課題や方針について、以下のとおり示すものです。

1 目的、意義、必要性について

- (1) 119番受報には、日頃から訓練を積んだ職員が対応しているが、管内の地理等に十分な知識を持つことは困難であるため、正確な災害地点の情報が必要であること。
- (2) 災害発生直後には、非日常的な場面が多く存在するため、119番通報時の通報者の多くは興奮状態に陥っており、災害地点の特定に時間を要することがあること。それらの際には、聴取した数少ない情報をもとに短時間で災害地点に関する情報を特定するため、住民基本台帳データ上の世帯主情報が有効になること。
- (3) 災害現場において、傷病者の意識が無い場合や世帯関係者が不在の場合等の際には、災害関係者の特定に住民基本台帳データを活用し、迅速な情報管理が出来ることにより、家族や関係者等の特定や連絡が可能となること。

2 住基情報が外部に流出することは無いと担保される技術的根拠について

住基情報の提供については、外部に流出することは絶対に許されないこととなるため、以下のとおり提供方法を考察し、選定します。

(1) 提供方法の考察

ア パスワード保護した対象ファイルを高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク LGWAN（エルジーワン）により相互に情報のやり取りをする。

イ 記録媒体内にパスワード保護した対象ファイルを保存し、鍵付きの搬送機具（アタッシュケースあるいは、小型金庫など）に格納し相互にやり取りする。

ウ 指紋認証機能付き媒体にパスワード保護した対象ファイルを保存し、情報のやり取りをする。

(2) 提供方法の検証

住基情報提供方法について、安全かつ確実な方法を以下のとおり検証した結果、アについては、庁内 LAN を使用するため、担当職員以外でも目につく環境での情報のやり取りになるため、漏洩の危険性がぬぐえない。イについては、盗難や不正な持出しなどがあった場合には、物理的に破壊することは不可能ではないため情報漏えい防止の担保とはならない。ウについては、当該記憶媒体に登録した指紋以外では決して解除できないシステムであるため、盗難や不意な置き忘れがあった場合の流出防止、内部の不正行為時の当事者の特定と抑止力になり、より安全と考えられる。以上のことから、ウの指紋認証付き USB メモリを購入し、対応するものとする。

3 住基情報を管理するルール等の整備について

酒田地区広域行政組合の情報セキュリティに対する対策の基本方針や行動指針は、情報セキュリティポリシーを制定し取組んでいる。

今回、指令センターに住基情報を取込むため、別に指令センター運用に係る個人情報取扱規程の整備の準備を行っている。今回の資料に添付するので、不備等があれば指摘してもらいたい。

また、住基データ連携端末の情報セキュリティ実施基準も新たに定める予定にしており、住基情報取扱職員への研修指導と指定、端末使用簿及び指紋認証付き媒体使用簿などの操作履歴記録をとり、管理するものとする。さらに、実施基準内に盗難あるいは、紛失時等における情報の流失時の対応方法と酒田市への事故報告要領を盛り込むものとする。

4 住基情報取扱職員への個人情報保護に係る研修の実施について

酒田地区広域行政組合では、全職員に対して、定期的に情報セキュリティ研修を実施しているが、住基情報を取扱ううえでより専門的な知識を習得するため、個人情報保護に関する研修を実施していく。

(案)

酒田地区広域行政組合高機能消防指令センター運用に係る個人情報取扱規程

〔 令和3年8月 日 〕
〔 訓 令 第 号 〕

(目的)

第1条 この訓令は、酒田地区広域行政組合高機能消防指令センターの運用に当たり、酒田市、庄内町及び遊佐町（以下「構成市町」という。）から提供された個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定め、構成市町の住民の個人情報を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 構成市町から提供された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載された世帯主及び住所に係るデータをいう。
- (2) 個人情報の保管等 個人情報の保管及び利用をいう。

(責務)

第3条 消防長は、この訓令の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(保管等及び提供の制限)

第4条 消防長は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要最小限の範囲で行わなければならない。

- 2 消防長は、構成市町から個人情報を収受するにあたっては、構成市町の情報セキュリティ所管部署と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 構成市町から提供された個人情報は、個人情報を取扱う事務の目的以外に利用し、又は外部の者に提供してはならない。
- 4 個人情報の利用にあたっては、その履歴を記録しなければならない。

(管理)

第5条 消防長は、個人情報を取扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。
- (2) 個人情報の保管等を行う職員を指定すること。
- (3) 個人情報の保管等を行う職員に対し、個人情報保護に関する研修を定期的受講させること。
- (4) 事務事業の執行上保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、若しくは消去し、又は返還すること。

(5) 個人情報の保管等の状況を、1年に1回、提供を受けた構成市町に報告すること。

(個人情報削除等の措置)

第6条 消防長は、構成市町から個人情報の削除及び利用等の中止の申出があった場合は、直ちに申出に係る措置をとらなければならない。

(個人情報処理受託者の義務)

第7条 消防長は、個人情報の処理を委託しようとするときは、個人情報の処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な維持管理 について必要な措置を講じさせなければならない。

2 受託者は、受託業務の処理に当たって知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない

附 則

この訓令は、令和3年 年 日から施行する。